

12月4日～10日人権週間

人権について 考えてみませんか



人権とは？

人が生まれながらにして持っている基本的な自由と権利であるとともに、すべての人が幸福な人生をおくるために欠かすことができないものであり、現在だけでなく将来にわたって保障されるべき権利です。

わたしたちは、誰もが平等で幸せに生活できるように、お互いを尊重し、力を合わせて思いやりの心を大切にする社会を築かなければなりません。

国際連合は「世界人権宣言」が採択された日である12月10日を「人権デー」と定め、日本では12月4日～10日を「人権週間」と定めています。

市でも、この期間に人権に関する取り組みを行っています。この機会に、一緒に人権について考えてみませんか？

問合せ 人権女性政策課へ

人権について学んでみよう

市では、人権について学ぶ機会を支援するため、さまざまな取り組みを行っています。

職場や学校、地域などの研修・ワークショップでご利用ください。

※いずれも、市内に在住・在学・在勤の人やグループに限ります



視聴覚教材の貸し出し

人権問題を正しく理解してもらうため、人権や平和に関する視聴覚教材（ビデオ、DVD、図書）の貸し出しを無料で行っています。

講師の派遣

グループや職場の人権学習に、人権啓発推進顧問を派遣しています。ハラスメントや子どもの人権、高齢者などの人権啓発の支援を行います。

●人権教育啓発作品展

日時 12月5日(土)～11日(金)午前10時～午後4時
(11日は午後3時まで)

場所 コミュニティプラザ・コンベンションホール

内容 市内の幼稚園児や小・中学生、市民などによる人権啓発作品を展示



●人権特別相談

日時 12月9日(水)午前10時～12時

場所 コミュニティプラザ・会議室

内容 市人権協会の相談員が人権に関するさまざまな相談に応じます（秘密厳守）

●北朝鮮人権侵害問題啓発週間

毎年12月10日～16日は北朝鮮人権問題啓発週間です。

この機会に拉致問題について考えてみましょう。